

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国連訓練調査研究所(UNITAR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連訓練調査研究所(UNITAR)	
3 拠出先の概要	
UNITAR は、1963 年の国際連合総会決議 1934(XVII)に基づき、1965 年3月に設立。国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、国連業務に関連した主に開発途上国における行政官の研修及び国連の権能・目的に関連する調査を行うことを任務としている。本部はジュネーブ(スイス)であり、本部以外にニューヨーク(米国)及び広島に事務所を有する。広島事務所は UNITAR のアジア大洋州や中東アフリカでの活動拠点となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、UNITAR のコア予算及びイママークのプロジェクトへの拠出に充当される。前者に関しては、主に開発途上国の行政官を対象とする人材育成のための訓練・研修の経費に充てられ、これにより「持続可能な開発目標(SDGs)を始め、開発途上国における地球規模の諸課題の解決に貢献する。また、後者に関しては、太平洋及びインド洋島嶼国を対象とする「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」に充てられ、同地域の女性の津波防災に関する意識向上に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 41,173 千円	
日本の拠出率:3.0%(拠出順位:10 位)	
令和3年度当初予算額 36,382 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ:経済協力」、「施策Ⅵ-2:地球規模の諸課題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-1:持続可能な開発のための 2030 ア

ジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された中期目標「持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGsの推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 425～439 ページ参照。)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNITAR は、研修に特化した唯一の国連専門機関として、国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、開発途上国の外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくりを推進するための研修を実施している。特に、日本が重視する防災、中東・アフリカの紛争後国家における国づくり等の分野で、人材育成のための研修を積極的に実施しており、これらの分野はいずれも、上記 1-1 (1)の目標達成に向けた効果的・効率的な取組である。

防災分野では、日本が中心となって実現した 2015 年 12 月の「世界津波の日」制定に関する国連総会決議を受け、UNITAR は「世界津波の日」の啓発を目的とする女性を対象とした津波防災の研修事業を実施し、第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を効果的にフォローアップしている。これらは SDGs アクションプラン 2021 及び第8回太平洋・島サミット首脳宣言にも合致している。特に、日本のみでは島嶼国全体に対して一律に研修を施すことは困難であるが、UNITAR は特に同機関が得意とする女性に対する研修を地域全体として行い、地域内のネットワーク構築も行われており、UNITAR 研修は日本の取組を補完する極めて効果的な役割を果たしている。

中東・アフリカの紛争後国家における国づくりに関しては、UNITAR はアフガニスタン、イラク、南スーダン、スーダン、ケニア、ソマリア、エチオピア、及びサヘル諸国を支援しており、UNITAR による人材育成はこれら地域を重点的支援対象とする日本政府の取組を下支えしている。また、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)以降、日本政府はアフリカ諸国における特にビジネス分野の人材育成への協力を表明し、TICAD VIにおいては、アフリカの経済活動の核となる産業人材育成を行うことを表明しているが、UNITAR の研修はこの点でも補完的役割を果たしている。

なお、広島事務所は、UNITAR のアジア大洋州や中東及びアフリカでの活動拠点となっているが、その立地を活かして、事業の中に効果的に日本コンテンツを取り入れてきている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNITAR の意思決定機関は国連事務総長により任命される個人資格の理事 15 名及び国連関係者により構成される UNITAR 理事会であり、2016 年から長有紀枝「難民を助ける会」理事長が理事を務めている。また、UNITAR がドナー国と意見交換を行うことを目的とする「UNITAR フレンズ会合」(2016 年発足、年1回開催)に日本は継続的に参加している。2020 年9月のフレンズ会合では、UNITAR が新型コロナの影響を踏まえ、新たな日常に求められている時宜に適った研修や事業を実施し、支援対象国のニーズに今まで以上に応えていくよう日本として提起した。

また、UNITAR 持続可能な繁栄局は様々な分野の専門家による顧問委員会を設立しており、日本からは故大島賢三元国際連合日本政府代表部大使が委員を務めていた。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2019 年8月、ニキル・セス UNITAR 事務局長が TICAD7出席のための来日時、阿部外務副大臣を表敬し、SDGs 達成のための人材育成において引き続き緊密に連携していくことを確認した。阿部副大臣からは、「UNITAR 広島事務所を通じて従来から緊密である協力関係を今後も深めていきたい」としつつ、UNITAR が SDGs を実現すべく人材育成に取り組んでいることを評価するとともに、「南スーダンにおける起業家育成研修など UNITAR が実施している研修などの人材育成分野は TICAD7でも重視しており、広島事務所が実施する研修、特に中東・アフリカ諸国を対象としたものや、核軍縮・不拡散研修は引き続き重要であり、よく協力していきたい」旨述べた。

また、この時に UNITAR 広島事務所が TICAD7において南スーダンに係るサイドイベントを主催し、ニキル・セス UNITAR 事務局長がモデレーターを務め、パネリストとして、赤松国際協力局参事官（元在南スーダン日本大使）が登壇した。

2021 年3月には、STEM 分野の女性人材の活躍を進めるための方策について議論する UNITAR 主催公開イベントにおいて、岡庭ジュネーブ代表部大使が開会スピーチを行った。同スピーチにおいては、日本は UNITAR 広島事務所が実施しているアフリカでの女性のデジタルスキル向上に向けたトレーニングプログラムへの支援を行っていることを紹介し、日本としてこの分野での能力開発・人材育成に力を入れている旨発言した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

UNITAR 広島事務所と日本企業の連携に関しては、①上述の女性を対象とした津波防災研修では、石巻市企業が製作・販売する防災用非常用ボックスや復建調査設計株式会社による防災事業を取り上げる他、株式会社広島ホームテレビから被災映像の提供を受けた。また、②イラク青年層起業家育成を目的とした研修では、オタフホールディングス株式会社と広島のお好み焼き屋が戦後復興に果たした社会ビジネスに関するインタビューが盛り込まれている。

また、UNITAR 広島事務所では NPO との連携が幅広く行われており、①被爆樹木の種や苗木を平和のメッセンジャーとして全世界に届けるグリーン・レガシー・ヒロシマ（GLH）や、スポーツを通じた平和構築という目的を持つ広島横川スポーツカルチャークラブ、SDGs の達成を目的にユースが結成した SDGs-SWY などと連携する他、②津波防災研修では、宮城県の Rera による震災後の高齢者の移動と地域活動への参加に関わる支援や、支援技術開発機構（ATDO）による障がい者対象避難訓練を紹介した他、③イラクを対象とした研修では、尾道空き家再生プロジェクトによる研修目的と合致する活動について紹介した。

地方自治体との連携に関しては広島県が UNITAR 広島事務所に対してパートナーシップ覚書に基づく協力を行っている他、広島市は UNITAR 広島事務所の事業費の一部を負担。外務省・広島県・広島市の3者の連携により、UNITAR 広島事務所による平和分野をはじめとする人材育成支援の効果を最大化している。また、津波防災研修では和歌山県、広川町及び仙台市、石巻市との連携も行い、2020 年 11 月の世界津波の日に実施したオンラインセッションには森田康友和歌山県総務部危機管理監がパネリストとして登壇した。

大学との関わりについては、津波防災研修で東京大学より講師を招き、前述の世界津波の日の公開セッションには慶応大学よりパネリストを招いた。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

UNITARは研修に特化した唯一の国連専門機関として、SDGsの実施を最大の目標に掲げつつ、SDGsの重要分野に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に関わる企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練・研修を実施しており、SDGsの取組を推進する上で重要である他、「世界津波の日」のフォローアップとして防災分野の取組を実施する機関としても重要である。UNITARは、質の高いプログラムを実施することで、上記外交目標に向けて実質的な貢献を行っており、本拠出は国際的な重要課題に対する日本のコミットメントを内外に示すものとなる。

特に、UNITARのアジア大洋州や中東アフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の的確な実施を支援することで、日本の外交政策上の優先事項の推進のみならず、広島の地方創生に貢献している。核軍縮・不拡散研修分野では、UNITAR広島事務所を通じた広島の平和都市としての特性を活かし、被爆の実相を国際社会に周知することに貢献するだけでなく、毎年外務省軍縮不拡散科学部より講義を盛り込むなど日本政府の軍縮・不拡散分野での国際協力推進を可能としている。UNITAR広島事務所が実施する研修では、開発途上国の有望な若者達が日本の復興の歴史や文化を学ぶことができる内容として知日派を着実に増加させる機会ともなっており、費用対効果の大きい支援内容となっている。

また、UNITARは、下記2-1(1)及び2-1(2)のとおり実績を上げている。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面方式の研修が困難な中、オンライン研修を積極的に活用し受講者を大幅に増加させたことに加え、新たにオンライン上のプラットフォームを立ち上げることで、研修後の効果の持続性や研修生OB/OGとの連携を可能とするなど事業運営効率化も行われており、危機的状況における対応能力の高さを示している。

さらに、下記4のとおり、小規模な機関ながらも日本人職員が活躍しており、特に隈元美穂子持続可能な繁栄局長は、広島事務所所長を兼務しており、上記1-4のとおり、広島県や広島市を始めとする地方自治体や日本企業、NGO・NPOとの連携において重要な役割を担っている。

以上を勘案すると、本拠出における日本の外交政策目標への貢献は大きい。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNITARは2017年11月に理事会で承認された「2018-2021年戦略枠組み」においてSDGs実施を最大の目標に掲げるとともに、仙台防災枠組み(防災)、パリ協定(気候変動)、アディスアベバ行動目標(開発資金)及び現在進行中の国連開発システム改革に従って業務を遂行することとしている。また、SDGsの5つのテーマ別の柱のうち、4つの柱(①人間(People)、②繁栄(Prosperity)、③地球(Planet)及び④平和(Peace))を戦略目標とすることに加え、横断的課題として、⑤多国間外交、⑥SDGs推進、⑦衛星観測運用計画(UNOSAT)を通じた応用研究データの活用、の3点がSDGsの全ての柱における業務サービスの提供に貢献することとしている。

UNITARは、開発途上国外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくり推進のための研修に重点を置いている。特に、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、後発開発途上国、島嶼国のほか、紛争国を含む最も脆弱なコミュニティに特別の配慮を払っており、アフリカが最大の受益地域となっている。また、戦略枠組みに基づき、研修員数やプログラム内容はジェンダー平等を基本としている。また、UNITARの活動の3分の2がSDGsの12、13及び16の目標に関連している。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNITARは、ニーズアセスメントから研修後フォローアップまでの一連の成人向け研修技術及びノウハウを蓄積しており、最新情勢を踏まえてカスタマイズされた先進的研修を提供している。研修テーマの例としては、外交官向け研修では気候変動外交等の多国間外交が多く、政府職員向け研修ではリーダーシップ研修、起業家育成研修、プロジェクト立案研修といった優秀な行政官育成のための研修が多い。

UNITAR広島事務所は広島という立地を活かし、SDGsの5つのテーマ別の柱のうちの繁栄(Prosperity)の柱の推進を中心に活動する象徴的な事務所となっている。

2019年に、UNITARは合計671件の研修を実施し、前年の638件より5.1%増となった。また、研修の受講者は133,421名であり、前年の84,901名より57%増となった。研修内容は、平和、経済発展、環境、多国間外交など多分野にわたるが、いずれもSDGs実施を中心に据え、「誰一人取り残さない」及び「個人や組織が地球規模課題を効果的に克服するための研修や能力開発の機会を提供する」という理念のもと後発開発途上国への支援を政府および市民社会の若手職員への研修を通じて実施した。さらに、UNITAR広島事務所では、2019年に合計10件、198名の研修員を受け入れて長期に亘る研修を実施した。研修内容は防災の他、例えば南スーダンの若手起業家育成やサヘル諸国を対象にした汚職対策研修、核軍縮などで、いずれも、日本や広島の特性や資源を活かしつつ、SDGsの4、5、8、10、11、13、16の実施を促進してきている。

定性的な観点からは、2019年のUNITARの活動では、デジタル技術や起業家育成など特に格差が生じやすい分野において誰一人取り残さないインクルーシブで持続可能な経済発展を担うパイオニアとなる人材の育成、国連・アフリカ連合によるPKOミッションの円滑な派遣、環境・気候変動に配慮した循環型経済社会を作る人材の育成、地

方自治体レベルのリーダー育成を目指し国際研修センターグローバルネットワーク研修(CIFAL: 世界各地域に展開する 20 の研修センター)を通じた UNITAR の研修ネットワークの拡大が進んだ。

また、広島事務所では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する研修を様々な切り口で実施。近年の補正事業では、「アフガニスタンのガバナンス及び SDGs のための女性のリーダーシップ研修」、アフリカの角地域に対する「女性のための起業家研修とナレッジ・プラットフォーム」、「サヘル地域におけるデジタルスキル強化を通じた生計と雇用の向上」等を多く実施しており、これらの研修で蓄積された知見をその他のジェンダー関連の研修に活かしており、全体として広島事務所が実施するジェンダー関連の研修のより効果的な実施につながっている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2016 年から『世界津波の日』における津波防災に関する女性リーダーシップ研修を実施しており、2019 年には太平洋島嶼国計 14 か国から政府・市民社会女性職員計 28 名を招聘した。2020 年にも同一事業名での研修を同一の対象国に対してオンラインにて実施し、政府・市民社会職員計 68 名(前年比 94%増)が参加した。また、コロナの影響により研修自体をオンラインに切り替えることにとどまらず、受講者が研修終了後にも受講内容のフォローアップが可能となるオンラインプラットフォームを立ち上げるなど、事業効果の持続性にも意を用いている。

また、研修テーマに関する各国際機関と緊密に協議・連携を行いながら、UNITAR が研修技術・ノウハウを関係国際機関に提供し、相互補完及び相乗効果をはかることが行われており、上記の「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」では、防災を専門とするが研修に関する知見を有していない国連国際防災機関(UNDRR)との協力が毎年行われている。上記のとおり、UNITAR は開発途上国出身政府職員等への人材育成に特化しながら、幅広い地球規模課題の中でも、特に日本が推進する防災、核軍縮・不拡散、紛争後国家における復興に関し、積極的に研修を実施しており、これらは日本政府が国内外で推進している SDGs の取組に貢献している。

また、近年の UNITAR による補正事業と、津波防災に関する女性のリーダーシップ研修と相乗効果を生む取組も行われている。コロナ禍により、研修がオンライン化されたことを好機として、従来大洋州地域のみを対象としていた津波防災研修へ近年の補正事業の対象地域である中東・アフリカ地域(ケニア)及び広島事務所が別途事業を行うアジア地域(ネパール)からも参加者を得ることにより、異なる地域の防災分野の知見の共有が行われた。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

UNITAR 広島事務所が実施する研修では、参加者が外務省関係者と意見交換を行う機会を設けている。このため、UNITAR 研修は、国際機関経由支援の中でも支援受益者と外務省関係者の間で定期的に意見交換が実施されている数少ない支援案件となっている。

具体的には、2019 年8月、UNITAR 広島事務所が TICAD7において南スーダンに係るサイドイベントを主催し、補正事業で支援する「南スーダン起業家精神・プロジェクト設計研修」参加のため南スーダンから訪日中の研修生が、同イベントに参加するとともに、UNITAR を主管する地球規模課題総括課関係者と意見交換を実施するなどした。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019年7月(日本の2018年度分) 2020年7月(日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021年7月頃(日本の2020年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	

UNITAR は、日本の拠出金入金後に個別イイマーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後4か月以内に報告書を提出することとなっている。このサイクルに基づき、2020 年7月、2019 年度拠出金による津波防災プロジェクト決算報告書が提出された。同報告書によると、2019 年度拠出分の残金はゼロである。(2018 年度以前の拠出分についても残金はゼロである。)

直近(2件/2018 年度及び 2019 年度分)の決算報告書は、それぞれの対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の当初予算による拠出は先方コア予算にも充当されているが、日本の 2018 年度拠出分 15,881 ドルについては先方 2019 会計年度の収入として、また、日本の 2019 年度拠出分 15,881 万ドルについて先方 2020 会計年度の収入として、それぞれ計上されている。

外部監査の実施主体は、国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)であり、特段の指摘事項はなし。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

UNITAR は、事業運営や効率性に関し、理事会や国連経済社会理事会等において毎年厳しく精査した上で、その後の事業を計画しており、事業や拠出金のより効率的な実施・活用を目指している。また、「2018-2021 年戦略枠組み」で SDGs 実施を最大目標として掲げた上で、現行の組織体制を SDGs の4つの柱(①人間、②繁栄、③地球及び④平和)に沿った形とし、かつ人事体制は事務局長(ASG)及び環境ガバナンス担当シニアマネジャー(D1)の他、幹部ポストを増加して、上記4つの柱それぞれの担当部長(D1)をおくことで、組織全体として SDGs 実施という最大目標の達成に向けた強固な実施体制を築いてきている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

日本政府からは、拠出金を効率的に執行し、費用に見合った十分な成果を上げるよう繰り返し定期的に伝達するとともに、その執行状況を確認している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
3	2	2	2.33	2	-0.33	44
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
2	2	2	2	2	0	48

備考

- ・2021 年 5 月 1 日より、広島事務所に P3 の職員が増員された。
- ・長有紀枝 NPO 法人「難民を助ける会」理事長が個人資格で UNITAR 理事会の理事を務めている。

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
0	1	1	0.67	1	0.33
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
1	1	1	1	1	0
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					